

# 健全性について

## 単体自己資本比率の状況

令和6年9月末の当金庫の自己資本比率は、前期末比4.07ポイント上昇の63.50%となり、**国内基準4%を大きく上回る水準**にあります。

自己資本は企業活動の基礎的な資金であり、外部負債に対する最終担保力となるものですから、自己資本比率が高いほど健全性が高いことになります。

(単位:百万円)

|                           | 令和5年9月末 | 令和6年3月末 | 令和6年9月末 |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| コア資本に係る基礎項目の額<br>(A)      | 17,538  | 17,788  | 18,012  |
| コア資本に係る調整項目の額<br>(B)      | 292     | 334     | 332     |
| 自己資本の額<br>(C) = (A) - (B) | 17,245  | 17,454  | 17,679  |
| リスク・アセット等の額の合計額<br>(D)    | 26,432  | 29,366  | 27,838  |
| 自己資本比率<br>(C) / (D)       | 65.24%  | 59.43%  | 63.50%  |

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

| 区 分                           | 令和6年3月末 | 令和6年9月末 |
|-------------------------------|---------|---------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権             | 59      | 80      |
| 危険債権                          | 622     | 611     |
| 要管理債権                         | —       | —       |
| 三月以上延滞債権                      | —       | —       |
| 貸出条件緩和債権                      | —       | —       |
| 小計 (A)                        | 682     | 691     |
| 保全額 (B)                       | 543     | 555     |
| 個別貸倒引当金 (C)                   | 122     | 148     |
| 一般貸倒引当金 (D)                   | —       | —       |
| 担保・保証等 (E)                    | 420     | 407     |
| 保全率 (B) / (A)                 | 79.58%  | 80.34%  |
| 引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) | 46.74%  | 52.12%  |
| 正常債権 (F)                      | 31,990  | 30,369  |
| 総与信残高 (G) = (A) + (F)         | 32,672  | 31,060  |
| 不良債権比率 (A) / (G)              | 2.09%   | 2.23%   |

### Word

#### 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

#### 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

#### 要管理債権

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

#### 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

#### 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

#### 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

(注)1.「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。

2.「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。

3.「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

4.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。